

# はじめて学ぶ障害年金

## 第4回 障害年金受給までの流れ (請求手続き) (上)

障害者の生活と権利を守る  
全国連絡協議会事務局長

白沢 仁

障害年金は、基本的に障害者本人が手続きをしなければ受給することはできません。いつ請求できるのか、どのような書類を準備し提出するのか、どこに提出するのかなど、障害年金受給までの流れ(請求手続き)について今回と次回の2回に分けて紹介します。

### ●まずは障害年金受給までの 全体の流れの把握を!

図は、障害基礎年金受給までの流れをまとめたものです。キーワードは、「初診日」「障害認定日」そして「請求」です。

まずは、具体的な事例を通して、全体の流れを把握してください。

初診日がたとえば2015年4月25日の場合、障害認定日は1年6ヵ月を経過した2016年10月25日となります。

申請書類を準備して市区町村年金課(障害厚生年金は年金事務所)に提出し、1ヵ月後の11月25日に市区町村年金課が日本年金機構に請求し、約3ヵ月後の2017年3月頃に決定となります。

翌月の4月に、請求手続きを開始した2016年11月分から5ヵ月分の年金を受給することができます(初回は振込のみ、以降は2ヵ月に1回の振込)。

この事例は、あくまでも障害年金のことを知っていて、申請手続きを行ったこと。いくつもの支給要件を満たしていて、必要な書類をきちんと提出したことの結果としての年金受給であることを強調しておきます。

### ●障害年金はいつ請求するのか!?

あらためて障害年金の請求は、初診日から1年6ヵ月を経過した障害認定日の障害の状態によって、障害等級



(1級、2級)に該当するか否かを判断します。それゆえに、障害認定日以降に請求することになります。

ただし、初診日から1年6ヵ月を経過する前に、病気やケガが治った場合(症状が固定した場合は、その治ったその日から請求することができます)。

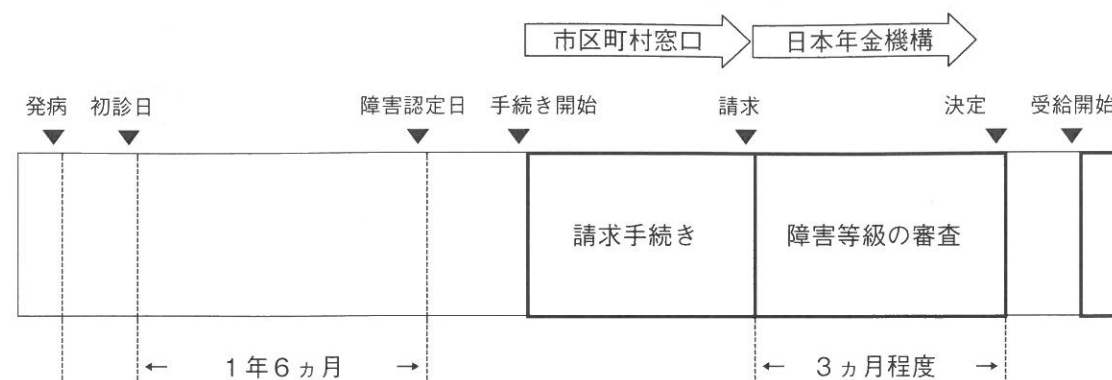
障害認定日の障害の状態が軽度で、障害等級に該当せず、その後状態が悪化して該当するようになった場合は、65歳になる前日までにあらためて請求することができます(事後重症制度)。

また、障害の重度化というのではなく、新たに別の障害(基準障害)を発症し、従前の障害とあわせて、はじめて1級または2級に該当するようになった場合も65歳になる前日までに、あらためて請求することができます。

### ●初診日は決定的に重要!

初診日とは、障害の原因となった傷病につき、はじめ

図：障害基礎年金受給までの流れ



て医師または歯科医師の診療を受けた日のことをいいます。この日に国民年金(または厚生年金)に加入していること、初診日の前日までの保険料納付要件(加入期間の3分の2以上の納付 20歳前障害は除外)を満たしていることが必要です。なによりも、初診日がはっきりしなければ障害認定日が決定しないという点が決定的に重要です。

「病院がなくなってしまった」「カルテが処分されてしまった」など、初診日を認定、証明ができないケースもたくさんあります。このことによって、少なくない障害者が無年金になっている現状もあります。

2015年10月1日から年金法の省令改正「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができる場合の取扱いについて」によって、「第三者証明」による初診日認定ができるようになりました(従来は20歳前障害のみに適用)。制度改善を求めた障害者運動の大きな成果といえます。

この証明は、民法上の三親等以内の親族は除外されていますが、初診日当時の事情を知る友人・知人の複数の証言があれば、認定の可能性を広げます。事情により、1名の場合でも認められます。

### ●障害認定日も重要!

障害認定日とは、障害の程度の認定を行う基準日のことをいいます。この日の障害の程度が日本年金機構にお

ける審査の対象になるという点が重要です

障害認定日は、くり返しになりますが初診日から1年6ヵ月を経過した日、あるいは1年6ヵ月以内に病気やケガが治ったその日をいいます。

ですが、20歳前に初診日がある場合は、20歳の誕生日の前日が障害認定日になります。ただし、たとえば統合失調症の初診日が19歳2ヵ月の場合、障害認定日は20歳8ヵ月目の日となります。

障害年金を知らずに申請手続きをしなかった場合で、遅ればせながら申請するケースも少なくありません。

たとえば、10年前に初診日がある場合、その1年6ヵ月後の、今から8年6ヵ月前が障害認定日になります。つまり、10年前の初診日の時点ですべての支給要件を満たしていたのなら、8年6ヵ月分の年金を受給する資格があります。ところが、障害年金には「5年の時効」という制度があり、本来なら今から8年6ヵ月前にさかのぼって受給できるにもかかわらず、5年分の受給しか認められません。

制度を知らなかったことで、3年6ヵ月分もの年金が受け取れないという問題もあることを指摘しておきます。

\*

今回は、手続きに必要な提出書類のこと、不支給決定の場合の対応策等について紹介します。

制度を知らなくて年金が受けられない、制度を知って申請しても却下されるケースが多いだけに、請求手続きについてさらに詳細に説明します。